

地域公共交通等運行継続緊急支援金 Q & A

令和5年度との関係について

Q 1 令和5年度との変更点は何か。

A 1 交付対象となる基準日、申請書類に変更があります。また、対象車両から新型コロナウイルスに伴う特例措置に基づいて臨時休車していた車両を除外しています（特例措置が終了したため）。

詳細につきましては、ホームページの支給規程や申請要領をご確認ください。

Q 2 令和5年度に交付を受けたが、今回も申請が可能か。また、申請可能な場合、新たに申請書類の提出が必要か。

A 2 令和6年度として、新たに燃料価格高騰の影響に対する事業継続のための支援金となるため、前年度に交付を受けた場合であっても申請可能です。

なお、令和5年度に交付を受けた場合でも、令和6年度分の申請に必要な全ての書類を新たに提出いただく必要があります。

Q 3 令和5年度に交付を受けていないが、申請は可能か。

A 3 令和6年度の申請条件を満たしていれば、申請に必要な書類を全て提出いただくことで申請可能です。

申請方法の詳細につきましては、ホームページの支給規程や申請要領をご確認ください。

交付対象事業者について

Q 1 申請受付開始後に営業を開始したが、対象にならないのか。

A 1 当該緊急支援金の対象となるのは、令和6年10月1日時点で保有している車両であり、申請時点で事業を継続している事業者になります。

このため、申請受付開始後に営業を開始した事業者は対象にはなりません。

Q 2 自家用車2台を緑ナンバー取得し、特定の旅客の送迎をしている。申請書の括りは乗用タクシー・ハイヤーでいいのか。

A 2 今回の対象事業者は一般旅客自動車運送事業者の許可を受けた事業者であり、特定旅客自動車運送事業（特定の団体と契約し、特定の者の運送を行

う、例えば特定の病院の送迎など)の事業者は対象にしておりません。(支給規程 第3条)

Q3 トラック運送事業者の「中小企業者・小規模企業者」の対象は。

A3 支給規程第3条(3)に規定する中小企業者・小規模企業者(資本金額が3億円以下又は常時使用する従業員が300人以下のいずれかを満たす事業者)が対象となります(中小企業基本法第2条第1項に基づく中小企業及び法第2条第5項に基づく小規模企業者)。

なお、県内営業所の資本金・従業員数ではなく、法人全体としての資本金額・従業員数で確認する必要があります。

補助対象車両について

Q1 令和6年10月1日時点で保有していた車両は、現在手放しており、代替車両として別の車両を事業用に保有している。その場合はどうすれば良いか？

A1 令和6年10月1日時点で保有していた車両の代わりに、申請時点で事業用に保有している車両を対象車両として申請を行ってください。

Q2 令和6年10月2日以降に新たに事業用の車両を購入し、保有台数が増加した。増加した分も交付対象として認められるか？

A2 交付対象として認めるのは令和6年10月1日時点で保有していた車両に限ります。

なお、Q1のように、令和6年10月1日時点で保有していた車両の代替として取得した車両であれば、交付対象として認めます。

Q3 令和6年10月2日以降に対象車両を売却・廃車しており、申請日現在、保有している車両が10月1日より減っている。減車した車両分についても申請したいがどうしたら良いか。

A3 車検証の代わりに以下の書類を提出してください。

- ・ バス、タクシー、トラック事業者の場合
→ 該当する車両について福島運輸支局に届出し、運輸支局から承認を受けた車両台数の変更に係る事業計画の変更についての届出の写し
- ・ 運転代行事業者の場合
→ 該当する車両に係る令和6年10月1日時点の運転代行保険の証書の写し

Q 4 介護タクシーは対象となるか。

A 4 道路運送法第4条の許可を受けて一般旅客自動車運送事業を行っている車両であれば対象となります。添付書類の車検証の写しにより、「事業用」の記載があることを確認してください。

Q 5 トラック事業として使用される車両のうちトレーラ（被けん引車）については、どのような扱いになるのか。

A 5 トラクター（けん引車）もトレーラ（被けん引車）もそれぞれ車検の対象となり、固定経費がかかることからそれぞれ1台としてカウントします。それぞれの車検証の写しを提出してもらってください。

Q 6 霊柩車は対象となるか。

A 6 貨物自動車運送事業法第4条の許可を受けて一般貨物自動車運送事業を行っている車両であれば対象となります。添付書類の車検証の写しにより、「事業用」の記載があることを確認してください。

Q 7 貨物自動車運送事業法第4条の許可を得ていれば、どのようなトラック配送事業者でも申請できるか。また、配送物により申請の可否があるか。

A 7 三輪の軽自動車及び二輪の自動車は除きますが、それ以外であれば貨物自動車運送事業法第4条の許可を得ていれば対象になります。配送物による申請の可否はありません。

Q 8 5条(4)に「事業用自動車として東北運輸局に届出がされており」とあるが、自動車運転代行業の随伴車、個人タクシーは申請できるか。

A 8 自動車運転代行業については随伴車の申請を想定しています。また個人タクシーの車両も対象となります。

Q 9 運輸局から一般常用旅客事業者運送事業の認定を受け介護タクシー事業をおこなっているが、地元の消防に民間救急車両にも認定されている。民間救急車両としての活動は今まで一度もなく普段は完全に介護タクシーとして稼働している。交付対象車両の(1)に民間救急車両は除くと記載があったので対象外になってしまうのか。

A 9 基本的に民間救急車両は対象外ですが、介護タクシーとして稼働していることが確認できれば、介護タクシー車両として交付の対象とします。

例えば、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた際の許可証の写しで福祉限定車両として許可を受けていることが確認できれば、対象とします。

ただし、民間救急車両としてのみ稼働している車両については対象となりません。

Q10 トラック運送事業者なのですがリース事業者から借りた車両でトラック事業をしているが申請可能か？燃料費などはこちら側で負担している。また、申請可能な場合申請書兼実績報告書は運送事業者とリース事業者どちらの事業者が提出するのか？

A10 リースであっても、車検証の使用者の欄に貴事業者が明記されており、燃料費等、車両維持経費の負担をして事業継続しているのであれば、交付対象とします。

Q11 本社は福島県内にあり、営業所が2か所ある。1か所は福島県内だが、もう1か所は福島県外にある。県外にある車両は貨物自動車運送事業法4条の許可を受けて、東北運輸局に届出は出しているがナンバーは県外。福島県外にある車両も申請出来ますか？

A11 交付対象となるのは福島運輸支局に届出している車両ですので、他県ナンバーは対象となりません。

Q12 貨物を扱っている。リース契約している車両も該当になるか。
(普通車トラック、第4条の許可を受けている)

A12 リースであっても、車検証の使用者の欄に貴事業者が明記されており、燃料費等、車両維持経費の負担をして事業継続しているのであれば、交付対象とします。

車検証について

Q1 電子車検証の場合、所有者や使用者の記載がないが、電子車検証だけ提出すれば良いか。

A1 令和5年1月4日より車検証が電子化となり、所有者や使用者の記載がなくなったため、電子車検証の場合、「自動車検査証記録事項の写し」のみを提出してください。

県外に本社があり県内に営業所がある場合等の申請について

Q1 福島県内の営業所を申請するが、本社は仙台。誓約書、実績報告書や債権者登録申請書は本社の住所を記入して良いか。

A1 規程上は「県内に本社もしくは営業所のある事業者」と記しておりますので、県外に本社がある場合は県内の営業所名で申請をお願いします。

Q 2 登録しているのが福島県で、使用者が他県の場合申請出来るか。

A 2 県内の営業所で使用する車両であることを確認できませんので対象となりません。